

## 平成28年度 第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会 議事録

1 日時：平成28年7月6日（水）10：00～11：30

2 場所：千葉ポートサイドタワー12階 第1会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

保坂 亨 委員長、黒川 雅子 副委員長、岩崎 弘一 委員、永嶋 久美子 委員、星 幸広 委員

#### (2) 教育委員会職員

森 雅彦 教育次長、伊藤 裕志 学校教育部長、大井 力学事課長、山下 敦史 教職員課長、  
大野 治充 県費移譲課長、福本 順 指導課長、中村 宏 保健体育課長、  
増澤 保明 教育センター所長、植草 伸之 養護教育センター所長

#### (3) 事務局

安部 浩一 指導課教育支援担当課長、小田 将史 指導課主任指導主事、  
木内 克英 指導課指導主事

### 4 議題

○任命状交付、委員長・副委員長の選任

- (1) 委員会の運営について
- (2) 本市のいじめ防止対策等について
- (3) 関係書類の書式について
- (4) その他

### 5 議題の概要

- (1) 委員会の運営について  
事務局から説明があった。
- (2) 本市のいじめ防止対策等について  
事務局から説明があった。
- (3) 関係書類の書式について  
事務局から説明があり、協議した。

### 6 議題の概要

#### ○開会

#### ○教育次長挨拶

千葉市条例第27号の規定に従い、ただいま、岩崎 弘一様、黒川 雅子様、永嶋 久美子様、保坂 亨様、星 幸広様に任命状を交付させていただきました。5名の皆様には、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会委員を、2期目も引き受けてくださったことに改めて感謝申し上げます。

ご承知のとおり、「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月28日に施行となり、平成26年第1回定例市議会において「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」が制定され、教育委員会の附属機関として本対策調査委員会が設置されることとなりました。

主な所掌事務は、本市のいじめの防止等の対策を提言していただくこととともに、教育委員会の諮問を受けていじめ等による重大事態の事実関係を明確にするための調査をしていただくことです。

本市では、いじめ問題に対しては、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものと捉え、早期発見、早期対応を基本とし、学校全体で組織的に対応することを大切にしてきております。各学校では、いじめ防止対策推進法第13条により、各学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する「学校いじめ防止基本方針」を策定し、すでに全市立学校が学校ホームページに公開しているところです。

さらに、今年度の「学校いじめ防止基本方針」は、昨年度、皆様の御協力により策定しました「千葉市いじめ防止基本方針」を参酌していることも申し添えたいと思います。

さて、今年度も、委員の皆様の見識を賜り、本市のいじめ等の防止対策の一層の強化を図り、さらに教育活動を充実させることから、「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」の育成に努めて参りたいと考えております。

また、専門的知見からいじめの防止等のための有効な対策について審議していただき、本対策調査委員会から問題の解決や防止対応等に関するご示唆をいただけるものと確信しております。

結びに、委員の皆様におかれましては公私ともにご多用なことと存じますが、本市のいじめの防止等のための対策が一層実効的に行われるよう、特段のご尽力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

### ○委員紹介及び挨拶

### ○教育委員会紹介

### ○事務局紹介

(事務局 安部指導課教育支援担当課長) ありがとうございます。それでは、この後の議事進行につきましては、保坂委員長にお願いいたします。

### 議題1 委員会の運営について

(保坂委員長) それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。

まず、委員会の運営について事務局より説明をお願いします。

(事務局 小田主任指導主事) それでは、まず資料の3頁の「資料1 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」をご覧ください。重要事項のみ説明いたします。

第1条では、本委員会の設置目的について示しております。

- ・本市が設置した学校におけるいじめの防止等のための対策を行うこと、いじめ等による重大事態における事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止を図ることが目的です。

次に、第2条では、対策及び調査委員会が取扱ういじめ等による重大事態を定めております。本市が設置した学校におけるいじめ、体罰、学校管理下において発生した重大事態を対象としております。

次に、第3条において、委員会の所掌事務を定めております。(1)が対策についての審議について定めております。(2)～(4)が調査についての審議について定めております。

次に、第4条から第6条においては、委員会の組織について定めております。

- ・対策調査委員会は、委員5人以内で組織します。
- ・第2項で、臨時委員を置くことができることを定めております。
- ・任期は2年となります。
- ・対策及び調査委員会には、委員長と副委員長を置きます。委員の互選により定めます。
- ・会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。
- ・議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決定します。可否同数のときは、委員長の決するところによります。

次に、第7条では調査に関して定めております。

また、第8条では、前条の調査のために必要に応じて置くことができる調査員について定めております。

最後に、第9条では、前条までのほか、更に必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めることができるとしております。

次に、7頁をお開けください。「資料2 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱」については、平成26年の6月4日第1回の本対策調査委員会にて協議していただき、修正しご承認いただいた要綱です。

9頁をお開けください。「資料3 千葉市いじめ等による重大事態への対処に関する要綱」は、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第2条に規定するいじめ等による重大事態への対処に関し、必要な事項を定めたものです。

次に、12頁をお開けください。「資料4 いじめ等の重大事態に対する対処といじめ防止等の対策についてのイメージ」をご覧ください。重要事項のみ説明いたします。いじめの防止等の対策については、右側の欄に記載しております。

教育委員会で「いじめ対応マニュアル」、「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」を作成し、各学校に周知するとともに、教育委員会指導課ホームページにも掲載し、一般の方からも閲覧できるようにしました。現在、各学校では、昨年度本委員会で協議し、策定しました「千葉市いじめ防止基本方針」を参酌した「学校いじめ防止基本方針」を策定し、公開したところです。

その下に、「いじめ防止等の対策のための組織」がありますが、各学校で、複数の教員だけでなく、心理、福祉等の専門家等も構成員となり組織を設置しています。

その下に、「本対策及び調査委員会」が位置しております。本市のいじめ防止対策を審議するとともに、教育委員会の諮問を受けて、いじめ等の重大事態の調査をし、事実関係を明確にした調査結果を報告するとともに、必要に応じて問題解決のための方策や再発防止策を提言します。そのため、右側のいじめの防止等の対策の欄だけでなく、その左側の重大事態等への対処の欄にも位置づけられております。

その下に、市長部局の附属機関である「千葉市いじめ等調査委員会」が位置しており、主として、いじめ等による重大事態の再調査を行うものであり、左側の重大事態等への対処の欄だけに位置づけられております。

なお、右側の下にあります、「いじめ問題対策連絡会」ですが、学校関係者、警察関係者、関係各課等が、いじめ問題に対して、それぞれの立場でどのような対策を講じているか等について情報交換を通して共通理解を図り、必要に応じて連携をとれるようにしていく趣旨により、警察関係者、校長会代表が参加し、第1回いじめ問題対策連絡会を7月21日に開催する予定となっています。

さらに、資料13頁の「資料5」に「千葉市情報公開条例」の抜粋、「千葉市情報公開条例施行規則」の抜粋を掲載しておりますので、参照してください。

説明は以上です。

**(保坂委員長)** 何か意見等がありますか。

続きまして、本市のいじめ防止対策等について、事務局より説明をお願いします。

**(小田主任指導主事)** 「別添資料7 いじめ対応マニュアル」について

平成25年度の生徒指導調査研究委員会で、1年間の研究を経て本マニュアルを作成し、各学校に毎年発信しています。本マニュアルは本市におけるいじめ問題への対応バイブルとして、各学校で活用が図られています。なお、今後も本市の実態を踏まえて改訂等を繰り返していく予定です。

「学校いじめ防止基本方針」について

「別添資料8 学校いじめ防止基本方針策定の手引き」をご覧ください。

これまで、この手引きを基に、「いじめ防止対策推進法」、及び「国のいじめ防止基本方針」

を踏まえ、各学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校ホームページにて公開しました。

今年度は、先ほどもご説明しましたが、「千葉市いじめ防止基本方針」を参酌し、各学校が、「生徒指導の重点」、「いじめ問題の課題」、「いじめ問題対策委員会」（ただし、学校の判断で名称変更可）、「いじめの未然防止、早期発見、対処」、「学校いじめ防止指導計画」等を見直しと修正を行った上で、平成28年度の「学校いじめ防止基本方針」をホームページにて公開しております。

本市のいじめ防止対策等についての説明は以上となります。

なお、本日は、文部科学省が平成28年3月に作成し、各学校に送付済みの「別添資料9 不登校重大事態に係る調査の指針」をお配りしましたので、今後の本委員会の活動や協議等においてご参考願います。

**(保坂委員長)** 何か意見等がありますか。

続きまして、「関係書類の書式」について協議します。

事務局より説明をお願いします。

**(小田主任指導主事)** 本冊資料の12ページ、資料4のイメージ図を今一度お開けください。

委員の皆さんの活動に関係するところとして⑤の諮問、⑥の調査結果の答申があります。本日は、この活動に伴う書類の書式・内容について、ご意見をいただければと思います。

そこで、⑤の諮問に関係するところは、14、15ページ資料6様式1です。（項目と内容の説明）

本調査委員会では、諮問を受けて具体的な調査に入ります。調査は、進捗状況も含めて教育委員会にご報告いただきます。それが、16ページ様式2です。（項目と内容の説明）

⑥の調査結果の答申に関係するところは、17ページ資料です。これは、あくまで原案で、ケースによっては項目や順序が変わったりすることもあると捉えてください。（項目と内容の説明）  
なお、提案した書式は、「資料9 不登校重大事態に係る調査の指針（文科省）」を参考にしました。

本日、お時間をいただいて、実際に活動するにあたって、以上の書式等で適切であるかについて、ご意見を集約いただくとともに、その意見を基に、次回改めて提案させていただくこととなりますのでよろしくをお願いします。

**(保坂委員長)** それでは、事務局からの提案を基に、様式1、2、答申内容の項目について意見交換を行います。参考資料等もありますので、各自で読み込む時間を10分ほど設けます。

それでは、ご確認願います。

**(星委員)** 様式1、2には、本委員会が具体的にどう対応すべきかについての内容が盛り込まれています。本委員会では、作成された様式1、2の書類の内容を見て重大事態かどうかを判断することになります。大事なのは、調査内容及び調査結果であり、何に基づいてそれらが作成されたかがとても重要になってきます。誰が調査をするのか。設置条例の8条に調査員の任命が書かれています。こうしている間にも該当する事案が生じるかもしれません。しっかりした調査がなされるようにすることが大切ではないでしょうか。大津の事件等から見ると、被害保護者が調査委員の選定に希望を述べるようなことも予想されます。

**(保坂委員長)** 星委員のご懸念については、どこかでしっかりと議論をしたいと思います。ここで、諮られているのは、様式1、2なので、そこに戻させていただきます。

**(黒川委員)** 様式1についてです。

項目1と2の被害児童生徒と加害児童生徒の記載内容に違いがありますが、ケースによっては、加害児童生徒の保護者名、在籍学校学級等が必要になる場合もあると思います。

**(小田主任指導主事)** あくまでも被害児童生徒を救うという視点から項目1に詳細な背景等も記載

できるよう考えましたが、ご指摘のとおり必要に応じて、項目2についても詳細を記載するよう考慮したいと思います。ただ、諮問の段階ということで、基本形としてこの様式を考えています。

**(保坂委員長)** いかがでしょうか。

**(永嶋委員)** 今の点に関連して、諮問の仕方のイメージとしては、委員会の中で、資料について説明者はいますか。説明者がいれば、記載内容は簡単でもよいかとも思います。

**(小田主任指導主事)** 書類等の作成については、総務課が担当しますので確認させていただきます。おそらく、紙面のみということはないのではないかと考えます。

**(保坂委員長)** 資料9のP3～4にも記載があるように、昨今の事例報道等を見ると、会議資料は流出する危険性があることを前提として、個人情報等の記載について考慮する必要があると思います。説明者がいれば、資料には本人を確定できない工夫がされてもよいのではないのでしょうか。

様式1の項目3以下は詳しく記載する必要があるが、その内容と個人を特定する情報が1枚の紙で表される危険性があると思うので、ご検討いただきたいです。それは、様式2についても同様です。それ以外、委員の皆様いかがでしょうか。

**(永嶋委員)** 様式2の項目6について、調査は随時複数回に及ぶと考えられるので、調査内容は書けるが調査結果はまとめられないのではないかと思います。

この報告書のみが事実認定の資料となるのであれば、どこまでを記載し、何を添付資料とするかについても考慮が必要だと思います。

**(保坂委員長)** 作成した資料が、後々公開するかどうか、裁判になったときの証拠になるかどうかなども重要になるので、慎重に検討した方がよいと思います。

**(小田主任指導主事)** 簡潔に合理的に、一目見てわかる書式をイメージしていたので、ご指摘の点は、とてもためになりました。関係諸課とも検討させていただきます。

**(永嶋委員)** 日弁連の会議でも、情報条例の対象となる範囲について話題になりました。資料の保管等についても慎重に考慮しなくてはいけないと思います。

**(保坂委員長)** 調査内容の配布資料については、原則、会議終了後に回収し、委員は資料にはなく、別にメモをとるなど、整理しておく必要があるというご意見だと思います。

答申内容の項目立てについてはいかがでしょうか。

**(保坂委員長)** 項目7に対象児童生徒への今後の支援についてがあり、項目8に関係児童生徒への今後の支援についてがありますが、事案によっては関係教員への支援も必要になるのではないのでしょうか。

**(小田主任指導主事)** 事案によっては、関係教職員、場合によっては保護者等も考えられるので、項目7、8、9については、今後整理していきたいと思います。

**(保坂委員長)** その他、全体を通して何かございますか。よろしいでしょうか。

先程、星委員から貴重なご意見をいただいたので、調査方法について、そして調査委員をどのように任命してどのように動き出すのかという実務的な問題について、ご意見がありますでしょうか。

**(保坂委員長)** 項目3のいじめの対処です。文章上は、「状況に応じて」の部分が前に出てくるという修正になっています。修正の意見は「いじめの場合すべてではなくて、深刻な場合だけ指導主事を派遣するというかどうか」ということに対し、事務局はさらに踏み込んでいます。状況に応じての文言が前にあった方がよいのではと考えての修正だと私は理解しているが、いかが

でしょうか。

**(小田主任指導主事)** 諮問を受けた後、具体的な調査の計画や委員の選定についてはケースバイケースに判断することになると思いますが、できる限り早めに対応したいと考えます。

**(保坂委員長)** 可能な限りという文言を付けるとは思いますが、調査委員会が開催されスタートラインに立つときには、この5人の委員に加え臨時委員が決まってスタートすることも十分あり得るということですね。

**(星委員)** 今、とても肝心なところだと思います。命に関わることなので早く調査してほしいという保護者の要望があれば、すぐに動かなくてはいけないのではないのでしょうか。すぐに動けるよう調査委員を常時ストックしておくのはどうでしょうか。委員を選定する時間的ロスが防げるのではないのでしょうか。

**(保坂委員長)** この問題については、すでに議論して、正式な委員として頼むことはしないが候補者とするという実務的対応が示されたと思いますが、もう一度確認をしていただきます。

**(福本指導課長)** 委員様から紹介していただいた方のリストがありますので、重大事態が起きた時点で、正式に任命証等をお渡ししたいと考えています。

**(星委員)** それで十分だと思います。実質的にロスなく動けることが大切だと思います。

**(保坂委員長)** よろしいでしょうか。

**(岩崎委員)** 調査報告等に関係してですが、発達に偏りがあつたり障害を抱えたりする方が、被害加害両方に成り得ることも考えられます。そうした場合、調査はどのくらいまですればよいのか、こちらで判断してよいものなのか、と誤ってしまいます。

**(永嶋委員)** 他県では被害者が障害を抱えた方で、母親は被害を訴えるが本人は話をしたくない、会いたくないと言って調査が進まないものがあつたと聞きます。加害者が同様の場合も想定できるとすると、事実認定すらできない事案もあると思います。このような事案にどう対応するかは難しい問題だと思います。

**(岩崎委員)** そうだと思います。保護者や先生に聞いてわかる部分もあると思いますが、心理検査等をしないと明らかにならないこともあると思いますし、どこまでやるかを考えることになるでしょう。調査として何をするかについては悩むところだと思います。

**(保坂委員長)** 実際は、起きないことが一番いいのですが、起きた場合は、この委員会で一つ一つ検討するということしか、今は言えないと思います。

**(小田主任指導主事)** 調査もまた、被害者のためになるものでなくてはなりませんので、ご指摘のとおり、説明と審議を尽くして、一つ一つ対応していきたいと考えます。

**(永嶋委員)** 重大事態となると年齢によっては警察が動くこともあると思います。その場合、警察の捜査と本委員会の調査との時期的な関係が問題になるようです。警察の捜査が終わるまでは何も出したくないということもあると思います。また、警察の捜査での供述内容は真実ではないということもあるようです。また、こちらは警察の記録を見ることはできないといった問題もあるようです。児相に関しても同様なことがあります。その時その時、一つ一つ対処しなくていけないと聞いています。

**(保坂委員長)** 改めて本委員会の重要性を感じます。他にはいかがでしょうか。

本日は活発な議論になりましたが、事態の深刻さも明らかになったかと思えます。議論は十分かと思えますので、事務局にお返しします。

**(安部指導課教育支援担当課長)** 長時間にわたり、貴重なご協議ありがとうございました。

本日のご意見を、今後に活かしてまいりたいと思います。

次回は、平成28年11月2日(水)午前10時開会です。9時40分ごろには、お集まりいただければと考えております。場所は、本日と同じ、千葉ポートサイドタワー12階第1会議室で行う予定です。

委員会開催日が近づきましたら、委員の皆様にはご案内を送付させていただきます。

なお、今後、学校から重大事態が発生した旨の報告や保護者等から直接教育委員会に重大事態が発生した旨の通報又は申し立てがあった場合には、随時、委員の皆様に情報を提供させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第1回「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」を閉会いたします。本日はありがとうございました。